

コロナ禍における課外活動合宿／宿泊ガイドライン(改訂版)

神奈川大学  
教育・学生支援部  
保健管理センター

本ガイドラインは、課外活動団体が新型コロナウイルス感染症の予防を適切に行いながら、宿泊を伴う活動を実施することを目的として策定しました。宿泊先では感染対策責任者は、宿泊に伴う感染対策について部員・指導者等と共有し、指導、管理を行ってください。

- 1) 合宿／宿泊を伴う活動を実施する際の手続きについて
  - ・ 本ガイドラインおよび神大ルールに記載の内容を十分に確認すること。
  - ・ 合宿や遠征を実施する場合は、「[合宿遠征届](#)」(事務手続きに必要な所定様式の一覧より入手)を所属キャンパス学生課に必ず提出してください。事前に届出の提出がない場合、合宿遠征先で万一事故があっても、学生保険の適用対象となりませんので、必ず提出するようにしてください。
- 2) 参加条件について
  - ・ 参加の強要はせず、参加しないことにより、不利益を被ることがないようにする。
- 3) 宿泊・施設について
  - ・ 部屋は、1部屋に対して4名までとする。
  - ・ 連泊する場合も、同室者の変更は行わない。
  - ※横浜キャンパス合宿所を利用する場合も各部屋上限4名とする。
- 4) 宿泊施設までの移動について
  - ① 公共交通機関を利用する場合は、可能な限り不織布マスクを着用し、私語を控え、会話をしている人には近づかない。
  - ② 貸し切りバスや車両等で集団移動する場合は、常時窓を開けるなど換気を行いながら移動し、可能な限り不織布マスクを着用する。また、飲食時等マスクを外した状態での会話はしない。
- 5) 合宿／宿泊期間中の感染防止対策
  - ① 宿舎内での対策
    1. 会話をする際は可能な限り不織布マスクを着用する。
    2. 他の部屋への出入りをせず、共有スペース等の換気環境のよい場所を使用する。
    3. 喫食時の注意事項
      - ・ 食堂利用時は、手洗い(手指消毒)をし、原則会話はしない。
      - ・ 食事後は速やかに退出する。
    4. 風呂や脱衣所等、マスクを外す場面では会話はしない。
  - ② 部外者との接触や外出等については、感染対策責任者のもと対応する。
- 6) 体調不良者の発生時の対応

- ・ 個室で隔離する  
※個室でない場合は、ただちに同じ部屋の部員・指導者は別エリアの居室に移動する。
  - ・ 体調不良者は可能な限り帰宅させ、最寄りの医療機関を受診させる。
  - ・ 自力で帰宅困難な体調不良者は、同居家族に連絡して車での迎えを依頼する。  
(部員同士や指導者の送迎での帰宅は認めない)
  - ・ 他の部員や指導者に、体調管理の徹底を指示する。  
※帰宅できずに現地医療機関にかかる場合があるので、あらかじめ受診できる医療機関を調べておく。
- 7) 合宿中／宿泊後に、新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した場合
- ・ 「型コロナ感染者・濃厚接触者発生時の課外活動団体責任者対応マニュアル」に従って速やかに対応を行う。

以上